令和7年10月31日時点

最新情報につきましては、必ずリンク先のホームページや窓口で御確認をお願いします。※黄色セル:今回の更新箇所

		目的	リホームペーシや 窓口 で 興催認をお 事業名	<b>給付・補助金額等</b>	実施 主体	窓口
	相談窓口	米国関税措置や物価高機などにより影響を受ける中小企業者等に対 し、資金繰り・経営に関する相談対 応を実施する。	米国関税措置等に係る相談窓口	【県庁での相談窓口】 米国関税措置等により影響を受ける県内中小企業者等の資金繰り・経営に 関する相談対応を実施	県	広島県商工労働局経営革新課 (金融支援に関すること) TEL 082-513-3321 (経営支援に関すること) TEL 082-513-3371
				【県内の下記機関に特別相談窓口を設置】 各地方経済産業局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整 備機構等	国 ほか	各機関にご連絡ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/sos hiki/75/beikoku-kannzei-
		米国関税措置により影響を受ける 中小企業者等に対する資金繰り支 援【要件新設】 県内中小企業等の資金繰りに対す る支援	広島県制度融資	【資金名】 - 緊急経営基盤強化資金 ※運転資金の場合 - 借換資金  【対象者】 米国関税措置の影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)が前年同期に比べて10%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高又は売上率は多数4益額(組制金)が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれるが、中長期的にはその業況が回復する見込みがある者  【制度内容】 融資限度額: 4,000 万円(借換資金の場合: 8,000万円) 融資期間: 10 年以内(据置1年以内) 貿出利率: 0.9%~1,33%(固定金利) 信用保証料率: 0.40%~1,23%  【その他の広島県制度融資】 県内の中小企業者等の事業用資金を円滑に供給するため、金融機関の協力を得て、上記資金以外にも、長期・低利の融資制度を設けています。	県	広島県商工労働局経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321
	金調	<b>の又抜</b>		<u>詳細はこちら</u>		
事業を守る	達	関税措置により輸出が停滞又は取引条件が悪化する企業への資金 緑り支援	経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	【対象者】 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況 悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込 まれる中小企業・小規模事業者 【対象要件】 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等 一自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受 ける事業者については、数値要件を満たさずとも、適用対象 【制度内容】 対象資金:設備資金及び運転資金 賃付限度額:中小企業事業:7億2,000万円 国民生活事業:4,800万円 賃付期間:3年以内 賃付期間:3年以内 賃付利率:基準利率(中小企業事業:2,05%、国民生活事業:2,70%) 《令和7年4月現在》 ※ 貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる	囯	【日本政策金融公庫】 (国民生活事業) 広島支店 0570-077861 吳支店 0570-080581 尾追支店 0570-079509 福山支店 0570-079765 (中小企業事業) 広島支店 082-247-9151
	負担軽減	を使用する県内中小事業者等に対し、電気料金高騰の負担を軽減するような。	広島県特別高圧電気料金高騰対策中小事業 者等支援金(第6期) 申請受仗 R7.10.8~R7.12.5	■対象者 広島県内において特別高圧で受電している中小企業者、特別高圧で受電している工業団地、商業施設等に入居する中小企業者 ■対象期間 ■対象期間 ■対象規間 ■ 大き では、 1 では	県	広島県特別高圧電気料金高騰対策中小事 業者等支援金事務局 TEL 082-545-5116
	事 業 転 換.競 争 力 強 化	中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業転換等を支援	自動車産業「ミカタブロジェクト」	■自動車業界のCASE対応に向けた『見方』を示し、自動車産業に関わる中壁・中ハサブライヤーの取組を「味方』としてサポート ■電動車で需要が減少する部品(エンジン部品等)を製造するサブライヤーの電動車部品製造への挑戦や、電動れやデジタル化による車両の変化に伴う技術適応など、中壁・中ハサブライヤーの事業転換等を支援 ■支援内容 (実地研修・セミナー) 自動車の電動化やデジタル化等、自動車産業の最新情報に関するセミナーや実地の研修(電動車部品展示等)を実施 (個別相談) CASE対応に向けた相談に対して、経験豊富な専門家が個社の状況に沿った課題整理を実施 (専門家の派遣) 戦略策定や技術開発等、個社の具体的課題に沿った技術的課題や伴走型の支援を実施 (段備投資補助) 各種補助金等を活用した設備投資補助を実施	国	(公財)ひろしま産業振興機構 TEL 082-240-7713

			事業名	給付•補助金額等	実施 主体	窓口
		既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価・事業への進出等に意めた有する 中小企業等の挑戦を支援	中小企業新事業進出促進補助金 公募開始:令和7年9月12日(金) 申請受付:令和7年11月10日(月) 応募締切:令和7年12月19日(金)18:00	■補助対象者	国	新事業進出補助金事務局 コールセンター 〈コールバック予約システム〉 https://shinjigyou.resv.jp/reserve/calen dar.php?x=1747032008
事業を		中堅・中小企業の米国開税措置・ 物価高騰の負担を軽減し、製品の 付加価値創出や事業活動の持続 につなげ、県内経済の成長を図 る。	企業立地促進対策事業<米国間税等緊急対 策>助成金	●助成対象者製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定める業種で県内に事業場を有する中壁・中小企業 ●助成内容 生産性向上等に資する設備投資又は創エネ関連の設備投資費用の一部を助成 ●助成率 ①生産性向上等に資する設備:投資額×15%。※ ②創エネ関連設備:投資額×50% ③創エス関連設備:投資額×50% ③創エス関連設備:投資額×50% ●助成限度額 ●財政限度額 1000万円(上記①②③の合計)※ ※ただし、予算額2億円の範囲内 ●公募期間(申請受付期間) 令和7年10月3日(金)~令和7年11月21日(金)必着	県	広島県商工労働局 県内投資促進課 TEL 082-223-5050·5151
守る	競 争 力 強 化	米国開報措置及びそれに起因する 影響がある中で、経営の安定化に 向け、海外への販路拡大に取り組 む県内企業の皆様を後押しする。	海外販路拡大支援事業<米国開投等緊急対 強>補助金	●補助対象者 広島県内に事業所を有する中堅・中小企業等であり、かつ次の(1)~(3) のいずれかに該当する者 (1)米国の開稅措置の影響を受ける製品等を直接的又は間接的に米国に輸 出(当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。)していること (2)米国に拠点(ただし、補助事業者と同一の法人格であるもの。)があり、関 税措置の影響を受けること (3)新たに海かへの販路拡大を行うこと ・ 神郎中の 海外への販路拡大にあたり必要となる費用 ・ 神郎中 3分の又以内 ・ 公募邦間(申請受付期間)   令和7年10月1日(水)~令和7年11月14日(金)17時必着 ・ 郵送または持参 ・ 郵査結果要表、採択決定時期   令和7年12月初旬(予定) ・ 神郎対象期間   令和7年12月初旬(予定) ・ 神郎対象期間   ○ 注意事項 ・ 専門的な知見を有する外部機関等による伴走支援を受けること ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	県	広島県 商工労働局 県内投資促進課 海外 進出支援グループ TEL 082-513-3382 E-mail syosokushin®pref.hiroshima.lg.jp
		下請取引に関する苦情又は紛争 について相談したい	下請かけこみ寺	(相談対応) ・取引に関するさまざまな相談に、中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士が無料でアドバイスを行う。 (迅速な紛争解決) ・中小企業が抱える取引に関する紛争を解決するため、登録弁護士等が裁判外紛争解決手続(ADR)を行う。	囯	(公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 0120-418-618
		大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サブライチェーン全体の付加 関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	パートナーシップ構築宣言	○宣言した企業の宣言内容や取組等を「パートナーシップ構築宣言」ボータルサイトへの掲載 (「ロゴマーク」の使用 ② 国や県の各種補助金の加点対象(対象補助金は今後追加予定。随時変更があるのでボータルサイトにてご確認ぐださい。) 【中小企業新事業進出促進補助金】(再掲) 既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出等に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援	囯	○「宣言」の内容について 内閣府政策統括官付参事官 (産業・雇用担当)付 TEL 03-6257-1540 又は 中小企業庁企画課 TEL 03-3501-1765 〇「宣言」の提出・掲載について (公財)全国中小企業振興機関協会 TEL 03-5541-6688

		目的	事業名	<b>給付・補助金額等</b>	実施 主体	
		目的	- 正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直指 【重点支援対象者の場合】 ①有期一正規:1人あたり基本助成額80万円(大企業60 ②無期一正規:1人あたり基本助成額40万円(大企業30 【重点支援対象者以外の場合】 ①有期一正規:1人あたり基本助成額40万円(大企業30 ②無期一正規:1人あたり基本助成額20万円(大企業15 ・障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に重 【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者 ①有期一正規:1人あたり基本助成額20万円(大企業20) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	- 正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成 【重点支援対象者の場合】 ①有期一正規:1人あたり基本助成額80万円(大企業30万円) ②無期一正規:1人あたり基本助成額40万円(大企業30万円) 【重点支援対象者以外の場合】 ①有期一正規:1人あたり基本助成額40万円(大企業30万円) ②無期一正規:1人あたり基本助成額20万円(大企業15万円) ・障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成 【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】 ①有期一正規:1人あたり基本助成額120万円(大企業 40万円) ②常期一正規:1人あたり基本助成額60万円(大企業 45万円) ③無期一正規:1人あたり基本助成額60万円(大企業 45万円) ③無期一正規:1人あたり基本助成額60万円(大企業 45万円) ③無期一正規:1人あたり基本助成額60万円(大企業 45万円)		窓口
雇用を	0	非正規雇用労働者の企業内での キャリアアップを促進するため、正 社員化、処遇改善の取組を実施し た事業主に対して助成	キャリアアップ助成金	- 賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成 ①3%以上4%未満増額改定:1人あたり基本助成額4万円(大企業2.6万円) ②4%以上5%未満増額改定:1人あたり基本助成額5万円(大企業3.3万円) ③5%以上6%未満増額改定:1人あたり基本助成額6.5万円(大企業4.3万円) ④6%以上増額改定:1人あたり基本助成額7万円(大企業4.6万円) - 賃金規定等共選化コース 〇有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成 1事業所当たり基本助成額60万円 (大企業45万円)	国	広島労働局 TEL 082-502-7832 各ハローワーク コールセンター TEL 0120-60-3999
守る	促進		- 賞与・退職金制度導入コース     ○ 有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け立てを実施した場合に助成 1事業所あたり 基本助成額 40万円 (大企業 30万円)     ● 同時に導入した場合に加算 1事業所あたり 基本助成額 16万8,000円 (大企業 12万6,000円)	○有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成 1事業所あたり 基本助成額 40万円 (大企業 30万円) ● 同時に導入した場合に加算 1事業所あたり 基本助成額 16万8,000円		112 012 00 3353
				- 社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ又 は労働時間の延長を実施と上場合に助成 または、短時間労働者の週所定労働時間を延長することによって処遇改善を 図り、当該労働者を新たに社会保険の被保険者とした場合に助成 ①手当等支給メニュー 1人あたり 基本助成額 50万円(※1) (大企業 37.5万円) ②労働時間延長メニュー 1人あたり 基本助成額 30万円 (大企業 22.5万円) ③併用メニュー 1人あたり 基本助成額 50万円(※2) (大企業 37.5万円) ※すべての支援対象期の取組、申請を行った場合の額		
				- 短時間労働者労働時間延長支援コース 短時間労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、労働時間の延長等、収入増加の取り組みを行った場合に助成。社会保険適用時処遇改善コースリに比べ、労働時間の延長幅や資金増加の幅をより大きくし、年収130万円の壁に対応できるよう、令和7年7月に新設。  〇1年目:1人あたり 小規模企業 50万円中小企業 40万円大企業 30万円 ウェース・ファース・ファース・ファース・ファース・ファース・ファース・ファース・ファ		

		目的	事業名	給付・補助金額等	実施 主体	窓口
	,	中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度	中小企業向け賃上げ促進税制	適用期間:R6.4.1~R9.3.31までの期間内に開始する各事業年度(個人事業主については、R7年~R9年の各年) ○必須要件(雇用者給与等支給額が前年度と比べて①1.5%以上又は②2.5%以上増加) ⇒ 控除率は①15%又は②30% ○上乗せ要件①(教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加等) ⇒ 控除率は+10% ○上乗せ要件②(〈るみん以上又はえるぼし二段階目以上等) ⇒ 控除率は+5% ※中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能	国	中小企業税制サポートセンター TEL 03 - 6281 - 9821
雇		中小企業・小規模事業者の生産性 向上を支援し、事業場内で最も低 い賃金(事業場内最低賃金)の引 き上げを図る	業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練を行うとともに、事業場内最低資金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成 ※物価高騰の影響を受けた以下の事業者等(特例事業者)には、助成上限額の拡大や助成対象経費の拡大の措置がある。 ・原材料費の高騰など社会か・経済的傾行の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が、前年同期に比べ、3%ポイント以上低下している事業者	国	業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247
用を守っ	へ上 げの 促進		広島県賃上げ環境整備支援事業補助金	〇補助要件 ・県内に事業所を有する中小企業等 ・業務改善助成金について令和6年12月28日~令和7年10月31日までに交 付申請書を提出している者 ・業務改善助成金について、交付額確定の通知の写しを、本補助金の申請時 に提出できる者 等 ※この他にも補助要件あり。 ○補助事 業務改善助成金の交付確定額の1/10 ○補助章 業務改善助成金の交付確定額に補助率を乗じた額(千円未満 の端数は切り捨て) ○補助上限額:600千円	県	広島県商工労働局雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ TEL 082-513-3411
<u>ه</u>		トラック運送事業者の人手不足対策として、法改正により多重下部の 策として、法改正により多重下部の削 渡等を進めるための規制的措置が 導入正道賞の確保や物流効率化な ど、法改正への対応に必要な環境 優を加速させるため、事業者の DX推進を支援する。	トラック運送事業者の人手不足対策加速事業	●補助対象者 広島県内に本社、支社、本店、支店又は営業所等を置く中小トラック運送事業為県内に本社、支社、本店、支店又は営業所等を置く中小トラック運送事業※7月下旬に開催される物流のX推進セミナー(セミナーの詳細はhttps://www.torakyo-hiroshima.or.jp/dx/を参照)の受講が申請要件となる。※営業用貨物自動車保有台数50両以下の事業者が主な対象。 ●支援内容適正な運賃の収受や運送・荷役等の効率化など、改正物流法への対応に必要なデジタル技術の導入経費への支援 [対象例] ・病価管理、労務管理、運行別の売上・粗利分析など、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善を行うために必要なシステム・実運送体制管理簿の作成に必要なな情報(請負階層など)を適切に集計・管理する下結構造の可規化に必要なシステム。協力会社と連携した輸送網の集約、配送の共同化など、輸配送の効率化に必要なシステム など ●支援金額 ○単独型(1事業者単独で導入する場合) 最大1,500千円(上限台数:30台) ○複数者連携型(複数事業者のグループで連携して導入する場合) 1 グループ最大3,600千円(補助率1/3) トだに、車點部の導入を伴う場合、最大1,500千円(上限台数:30台) ○複数者連携型(複数事業者のグループで連携して導入する場合) 1 グループ最大3,600千円(補助率1/2~2/3)	県ト ラッ ク協	トラック運送事業者の人手不足対策加速事業支援金センター TEL 082-232-3380